

岩手県告示第 534 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 7 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 107 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市日頃市町字長岩 31 番 1 地先から 63 番 1 地先まで	新	m 37.3~21.0	m 167.5
	旧	47.4~21.0	167.5

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 7 月 3 日から同年 8 月 3 日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 456 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
花巻市石鳥谷町関口第 15 地割 31 番 2 地先から東中島第 5 地割 538 番 1 地先まで	新	B m 42.9~13.0	m 2,075.5	
	旧	A	25.0~6.6	1,910.0
		B	42.9~13.0	2,075.5

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 7 月 3 日から同年 8 月 3 日まで